

別紙2

- (1) 平成24年3月29日付け情報通信行政・郵政行政審議会答申（情郵審第33号）を踏まえた光配線区画の早期見直しを行うこと。また、透明性と予見性を確保する観点から、見直しの状況について、平成24年6月末までに総務省に報告すること。また、その後半年ごとに、見直しが完了するまでの間、総務省に報告すること。
- (2) 上記（1）の光配線区画の見直しが完了するまでの間の補完的措置として、エントリーメニューを早期に導入するため、速やかに接続約款の変更申請を行うこと。
- (3) 光配線区画の見直し及びエントリーメニューの導入に当たり、多様な事業者のFTTHサービス市場への参入の弾力化が目的の一つであることに鑑み、必要となるシステム改修等のコストを極力抑えるよう努めること。
- (4) 1芯単位接続料に乖離額調整を特例的に認めることとの関係で、NTT東西のコスト削減インセンティブを確保する必要性から、需要の減少に応じたコスト削減の取組について、平成25年度接続料に係る乖離額の補正申請時までに総務省に報告すること。
- (5) 光ファイバのエリア展開情報の迅速な提供、配線区域情報の提供に係る円滑化及び透明性向上に向け、具体的な開示方法等について、現在関係事業者との間で進められている協議を通じ、できる限り速やかに成案を得ること。
- (6) 本件は、平成23年4月4日付け総基料第69号で認可した

平成23年1月21日付け西相制第116号（平成23年4月1日付け西相制第1号で補正申請）で申請のあった接続約款の変更（以下「当初変更」という。）に関する件に関連している。本件は当初変更の内容を補正するものであることから、当初変更に係る認可の際に付した条件のうち、継続的に履行が必要なものについては、引き続きその履行を求める。